

会員およびリーダー向けの行動規範とプロセス

背景

「会員およびリーダー向けの行動規範」には各個人に期待される内容が記載されており、組織として掲げる理想、および組織内で期待される行動が明示・定義されています。(規範全文は付録Iをご覧ください)。

この規範の目的は、SIAの業務を実行するための自信を組織に根付かせ、ソロプチミストとしての個人の成長を促すことです。これを、適切な行動についての理解を組織全体において確立することによって実現します。この「会員およびリーダー向けの行動規範」に従うことは、特に私たちの誠実さや価値観において妥協が求められるような困難な状況に直面したときに賢明な判断を下すための手助けにもなります。以下に概説するプロセスは、リーダーが困難な状況に適切に対応するための支援ツールとして設計されています。

「会員およびリーダー向けの行動規範」は、同書に署名しているかを問わず、すべてのSIA会員に適用されます。すべての会員は、本規範および関連する手続きを遵守する責任を負います。行動規範の策定プロセスは、関係者全員の適正手続、公平性、誠実性を確保するとともに、機密保持と説明責任を遵守することを目的として以下に概説されています。

行動規範に違反した場合の措置は段階的に進められるように設計されており、まず教育と行動の是正を目的とし、違反が継続する場合や重大な場合にはより深刻な措置が取られます。安全で、互いに対する経緯があり、倫理的なコミュニティをSIA内で維持することを、その目標とします。

一般的に、対立や不満、紛争は以下のカテゴリーに分類されます。

- 人間関係の衝突／不適切な行動、
- ガバナンス関連の苦情、および
- 重大な違反行為

これらには、適切なカテゴリーに応じて以下の通り対処する必要があります。

人間関係の衝突および不適切な行動 (例: 会員データの侵害／悪用、または SIA を代表して何らかの立場で発言する際に、宗教、政治、人種などのデリケートな話題に関する個人的な表現を行うこと) :

これらには、誤解や認識不足、規範の初違反、または対人関係における衝突(例: 会員データの侵害／悪用、または SIA を代表して何らかの立場で発言する際に、宗教、政治、人種などのデリケートな話題に関する個人的な表現を行うこと)に関連する状況が考えられます。

レベル 1: 人間関係の衝突または不適切な行動

何をすべきか？ 会員とリーダーは、まず、人間関係の衝突について互いと直接話し合うことで、問題意識を高め、効果的に協働する能力の改善に努めることが推奨されます。関係者全員が相互に合意できる解決策を見出すことが奨励されています。会員やリーダーが、紛争に直接対処することに不安を感じたり、対処する能力が不足していると感じたりした場合は、相手方と話し合う前に、下記の表に従ってリーダーシップから助言やコーチングを求める必要があります。この段階で、リーダーシップは当事者間の対話を促進するためのコーチングを提供したり、ディスカッションを取り持つことを決定したりすることができます。

リーダーシップを交えた円滑な対話のためのヒント:

- 適切な場合は、行動規範の要件または手続について、口頭または書面で注意喚起を行う。
- リスクを軽減するための適切な行動やプロセスに関するトレーニングやコーチングを紹介する。
- 将来、同様の事態が再発する可能性に備え、対話の内容を記録しておく。

レベル 2: 人間関係の衝突または不適切な行動が繰り返される場合

人間関係の衝突や不適切な行動が続く場合、リーダーシップはどのような対応を取るべきでしょうか？

- 違反内容を明記した書面による警告を出し、最初の会話内容に言及する。
- 行動改善に期待されることを明確に定義し、期限を共有する。
- リスクを軽減するために、可能であれば特定のトレーニングや教育機会への参加を義務付ける。

レベル 3: 人間関係の衝突または不適切な行動が長引く場合

人間関係の衝突や不適切な行動が長く続く場合は、行動規範審査委員会 (CCRC) 申請書式に必要事項を記入し、状況の審査を依頼してください。CCRC が調査を実施し、苦情の却下、非公式な解決の模索、正式な措置の実施、または理事会へのエスカレーションのいずれかを決定します。

重大な不正行為や度重なる違反がある場合、または SIA の評判や安全がリスクに晒されている場合は、SIA 理事会に報告することが義務付けられています。SIA 理事会は、深刻な苦情の内容をすべて審査し、最終決定を下します。

この段階で CCRC や理事会が実施した審査の結果として、違反の重大性に応じて、一定期間(例:3~6 か月、または永久に)にわたり、リーダーシップの役割、委員会への参加、会員籍および会員特権(会合やイベントへの出席を含む)の停止処分が取られる可能性があります。

特定の会員をリーダーシップの役割から解任したり、その会員籍を終結することが適切であるとの判断が下された場合、定款においてその権限を有するクラブやリジョンも CCRC への申請書式を完成させる必要があります。そうすることにより、SIA 連盟事務局は状況を把握し、クラブやリジョンをコンサルタントとして支援できます。

停止処分の期間および条件は、苦情の申し立てから 30 日以内に、関係するクラブまたはリジョンに書面で通知されます。より深刻な違反の場合には、この手続に要する期間が短縮されます。

適切な執行措置は、SIA 連盟事務局および各地域のリーダーシップによって実施されます。報復行為は一切容認されません。報復行為を行った者は、即座に会員籍が剥奪されます。

会員は、この決定に対してどのようにアピール(異議申し立て)ができますか？会員には、アピールの権利に関する通知が送付されます。アピールは、14 日以内に e メールで書面にて code@soroptimist.org 宛にご提出ください。アピールは、これまでの機関とは別の独立した審査委員会によって審査され、最終的かつ拘束力のある決定が下されます。

人間関係の衝突に対処するための支援が必要な場合	
専門家の意見を求める方法は以下の通りです	
対立関係	相談する専門家
クラブ会員同士	クラブ会長
	クラブ会長との間で対立が発生した場合は、ご所属先のリジョン・ガバナーにご相談ください。
クラブリーダー同士	クラブ会長

	クラブ会長との間で対立が発生した場合は、ご所属先のリジョン・ガバナーにご相談ください。リジョン・ガバナーは SIA の事務局長 / CEO に報告し、意見を仰ぎます。
リジョンリーダー同士	リジョン・ガバナー
	リジョン・ガバナーとの間で対立が発生した場合は、SIA の事務局長 / CEO にご相談ください。事務局長 / CEO は SIA 理事会役員に報告し、意見を仰ぎます。
SIA 理事会内	SIA 会長
	SIA 会長との間で対立が発生した場合は、会長エレクトやセクレタリー・トレジャラーなど、別の SIA 役員にご相談ください。

ガバナンス関連の苦情 (例: 定款に関する誤解、定款の誤った解釈、または運営手続の認識不足などに関連する状況)

レベル 1: ガバナンス関連の軽度の苦情

何をすべきか? ガバナンスに関する不満を持つ会員およびリーダーには、まず定款を確認して違反があったかどうかを確認することが推奨されます。不明瞭な点がある場合、または定款の解釈に相違がある場合は、クラブまたはリジョンの議事法士に問い合わせ確認してください。クラブおよびリジョンの議事法士は、追加の支援を必要とする場合は SIA 連盟事務局に相談することができ、その結果として外部の議事法士を紹介される場合もあります。議事法士が明確な指示を提示できない場合、定款の強化の必要性が示唆されます。定款の変更については、クラブまたはリジョンの運営規定を確認してください。細則の変更は、クラブ、リジョン、および / または連盟の会員による表決を通して決定を下す必要があります。運営手続は、一般的にクラブ、リジョン、または連盟理事会レベルで管理されます。

ガバナンスに関する苦情にうまく対処するためのヒント:

- 誤解が生じた場合は、定款の正しい解釈を文書化し、明確性向上のため、リーダーへの指導・研修を実施します。
- 定款に不備があり、強化が必要であると判断された場合、クラブ / リジョンは、定められたプロセスに従って編集や修正の承認を得る必要があります。

- 会員が定款に違反した場合、リーダーシップは当該会員と話し合いを行って事実関係および違反内容を説明し、その内容を文書化する必要があります。

レベル 2: ガバナンス関連の苦情が繰り返される場合

会員が定款に違反したり、定款の範囲外で行動したりする場合、リーダーシップはどのような対応を取るべきでしょうか？

- 違反内容を明記した書面による警告を出し、最初の会話内容に言及する。
- 行動改善に期待されることを明確に定義し、期限を共有する。
- リスクを軽減するために、可能であれば特定のトレーニングや教育機会への参加を義務付ける。

レベル 3: ガバナンス関連の苦情が長引く場合

ガバナンス関連の苦情が長く続く場合は、行動規範審査委員会 (CCRC) への申請書式に必要事項を記入し、状況の審査を依頼してください。CCRC が調査を実施し、苦情の却下、非公式な解決の模索、正式な措置の実施、または理事会へのエスカレーションのいずれかを決定します。

重大な不正行為や度重なる違反がある場合、または SIA の評判や安全がリスクに晒されている場合は、SIA 理事会に報告することが義務付けられています。SIA 理事会は、深刻な苦情の内容をすべて審査し、最終決定を下します。

この段階で CCRC や理事会が実施した審査の結果として、違反の重大性に応じて、一定期間 (例: 3~6 か月、または永久に) にわたり、リーダーシップの役割、委員会への参加、会員籍および会員特権 (会合やイベントへの出席を含む) の停止処分が取られる可能性があります。

特定の会員をリーダーシップの役割から解任したり、その会員籍を終結することが適切であるとの判断が下された場合、定款においてその権限を有するクラブやリジョンも CCRC への申請書式を完成させる必要があります。そうすることにより、SIA 連盟事務局が状況を把握してクラブやリジョンをコンサルタントとして支援できます。

停止処分の期間および条件は、苦情の申し立てから 30 日以内に、関係するクラブまたはリジョンに書面で通知されます。より深刻な違反の場合には、この手続に要する期間が短縮されます。

適切な執行措置は、SIA 連盟事務局および各地域のリーダーシップによって実施されます。報復行為は一切容認されません。報復行為を行った者は、即座に会員籍が剥奪されます。

会員は、この決定に対してどのようにアピール(異議申し立て)ができますか？会員には、アピールの権利に関する通知が送付されます。アピールは、14 日以内に e メールで書面にて code@soroptimist.org 宛にご提出ください。アピールは、これまでの機関とは別の独立した審査委員会によって審査され、最終的かつ拘束力のある決定が下されます。

ガバナンス関連の苦情	
問題解決のために連携すべき相手は以下の通りです	
苦情の範囲	解決に向けた連携パートナー
クラブ	<p>クラブ会長</p> <p>クラブ会長がクラブの定款に違反している、または定款に反する行為を行っている場合は、リジョン・ガバナーにご相談ください。クラブに議事法士がいる場合は、その方に参与してもらい主体的に参加してもらいましょう。</p>
リジョン	<p>リジョン・ガバナー</p> <p>リジョン・ガバナーがリジョンの定款に違反したり、定款に反する行動をとっている場合は、SIA の事務局長/CEO にご相談ください。事務局長/CEO は、必要に応じて代理人にその件を委任することができます。ご所属のリジョンに議事法士がいる場合は、その方に参与してもらい主体的に参加してもらいましょう。</p>
SIA 理事会	<p>SIA 会長</p> <p>SIA 会長が SIA の定款に違反したり、それに反する行動をとっている場合は、会長エレクトやセクレタリー・トレジャラーなど、他の SIA 役員にご相談ください。</p>

重大な違反行為: 重大な法的責任／信用リスクを伴う犯罪行為(例: 肉体的虐待、嫌がらせ、横領、資金の不正流用など)

何をすべきか? 状況に関する審査を開始するため、リーダーシップまたは被害を受けた会員が、行動規範審査委員会(CCRC)への申請書式を完成させる必要があります。CCRCが調査を実施し、苦情の却下、非公式な解決の模索、正式な措置の実施、または理事会へのエスカレーションのいずれかを決定します。重大な不正行為や犯罪行為の申し立てがあった場合は、法執行機関への通報が必要となる可能性があるため、直ちに理事会にエスカレーションされます。

特定の会員をリーダーシップの役割から解任したり、その会員籍を終結することが適切であるとの判断が下された場合、定款においてその権限を有するクラブやリジョンもCCRCへの申請書式を完成させる必要があります。そうすることにより、SIA 連盟事務局は状況を把握し、クラブやリジョンをコンサルタントとして支援できます。

重大な不正行為や度重なる違反がある場合、またはSIAの評判や安全がリスクに晒されている場合は、SIA理事会に報告することが義務付けられています。SIA理事会は、重大な苦情を審査・調査し、最終決定を下します。

CCRCまたは理事会による審査および調査の結果、重大かつ不適切な行為の申し立てが正当であると判断した場合、この段階でCCRCや理事会が実施した審査の結果として、会員籍の終結に加え、会員の特権、ならびにSIAの活動や福利厚生へのアクセスが停止される場合があります。

この決定は、苦情の申し立てから30日以内に、関係するクラブまたはリジョンに書面で通知されます。より深刻な違反の場合には、この手続に要する期間が短縮されます。

適切な執行措置は、SIA 連盟事務局および各地域のリーダーシップによって実施されます。報復行為は一切容認されません。報復行為を行った者は、即座に会員籍が剥奪されます。

会員は、この決定に対してどのようにアピール(異議申し立て)ができますか? 会員には、アピールの権利に関する通知が送付されます。アピールは、14日以内にeメールで書面にて code@soroptimist.org 宛にご提出ください。アピールは、これまでの機関とは別の独立した審査委員会によって審査され、最終的かつ拘束力のある決定が下されます。

追加のガバナンス手続

行動規範審査委員会(CCRC)またはアピール審査委員会(ARP)のメンバーは、ボランティア活動を行うにあたり、追加の基準を遵守する義務を負います。また、CCRC または ARP のメンバーが、機密保持、バイアス排除、SIA の手続に関する基準に違反している、または「会員およびリーダー向けの行動規範」に対し重大な違反を犯していることが判明した場合、直ちにその地位から解任され、さらなる調査を受ける可能性があります。その目的は、行動規範に関連するガバナンスプロセスを担うボランティアのリーダーシップが SIA のコア・バリューを反映し、組織の機密保持とバイアス排除の基準を遵守することを確実にすることです。

何をすべきか：

- 状況に関する審査を開始するため、リーダーシップまたは被害を受けた会員が、行動規範審査委員会(CCRC)への申請書式を完成させる必要があります。
- SIA 理事会は、CCRC または ARP のメンバーに関して提出された苦情を審査・調査し、最終決定を下します。

この段階での理事会による審査の結果、当該の人物は、選出または任命された役職を含むすべてのリーダーシップの地位から永久に解任される可能性があります。その決定は、関係するクラブまたはリジョンに通知されます。

決定事項は 30 日以内に書面で通知されますが、重大な申し立てについてはより迅速な対応が取られます。適切な執行措置は、SIA 連盟事務局および各地域のリーダーシップによって実施されます。報復行為は一切容認されません。報復行為を行った者は、即座に会員籍が剥奪されます。

会員は、この決定に対してどのようにアピール(異議申し立て)ができますか？アピールは、14 日以内に e メールで書面にて code@soroptimist.org 宛にご提出ください。このようなアピールについては、SIA 会長が審査を行い、最終的かつ拘束力のある決定を下します。